

仕様書

1. 件名

「平成22年度地域ブランド戦略策定事業」に関する業務

2. 目的

地域団体商標の管理・活用を含めた地域ブランド戦略を策定し、企業・自治体など地域の関係者がブランドの目指す方向・目標を共有することで、知名度と競争力のある地域ブランドを確立する。

3. 対象とする地域団体商標及び団体

「たっこにんにく」：八戸農業協同組合(青森県八戸市大字尻内町字内矢沢 2-5、最寄り駅：JR東北新幹線 八戸駅)

「大堀相馬焼」：大堀相馬焼共同組合(福島県双葉郡浪江町大字大堀字大堀 37、最寄り駅：JR常磐線 浪江駅)

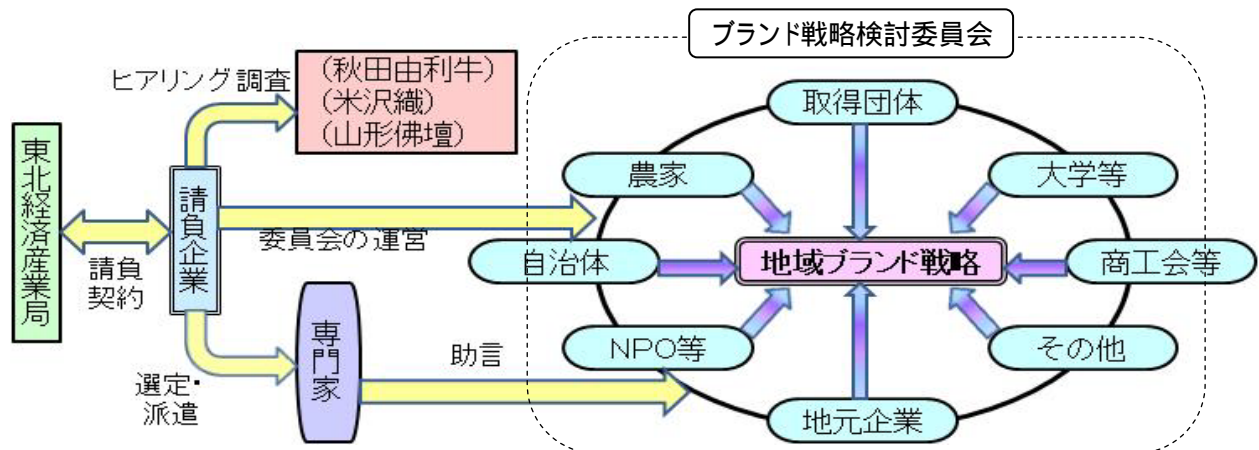
4. 事業概要

当事業は、地域ブランド確立のため、地域団体商標取得団体(以下「取得団体」という。)を中心としたブランド戦略検討委員会を設置した上で、委員の問題意識や課題認識の共有を図りつつ、専門家によるアドバイスを元に、ブランドコンセプト、どんなブランドにしたいのか、将来像、ブランドをどう守るのか、といった観点から、地域団体商標の管理・活用を含めた、地域ブランド戦略を策定するものである。

さらに、地域ブランド確立のためには、事業終了後も、関係者間で、戦略を継続・実施していくことが重要である。このため、平成20年度に戦略策定を行った取得団体からヒアリング調査を行い、もって22年度の戦略策定に活用する。

5. 業務内容

(1) 事業実施体制



ブランド戦略検討委員会は、上記3. の二団体についてそれぞれ設置(各10名程度)

ブランド戦略検討委員会の設置ならびに委員選定は、業務内容に含まない

(2) ブランド戦略検討委員会の運営

二つのブランド戦略検討委員会(以下「委員会」という。)において、各委員による議論が活発かつ円滑に行われるよう委員会をコーディネートすること。

委員会のコーディネートを行う人員を、毎回全ての委員会に最低一名は派遣すること。

委員会のコーディネートを行う人員は、一つを一貫してコーディネートすること(なお、二つの委員会を兼ねても良い。)

委員会は、各取得団体所在地で五回ずつ、あわせて十回開催すること。

委員会開催日程等については、地元調整を行う委員等の幹事(以下「幹事」という。)および当局担当

者と連絡調整をすること。

委員会の開催スケジュールは、二団体について、同時並行とすること。

委員会開催後一週間以内に、概要報告書をメール等で当局担当者に報告すること。

事業進捗の報告等、必要に応じて、来局すること。

契約後速やかに、幹事と調整し、事前打ち合わせを各取得団体所在地で開催すること。

上記 の開催後、速やかに、戦略策定に至るまでの詳細な工程表および委員会で議論するテーマ設定を作成し、当局担当者に提出すること。

(3) 専門家の選定及び派遣

専門的知見からブランドコンセプト、商標の管理・活用およびマーケティング等について委員会に適切な助言ができる専門家を選定し、毎回全ての委員会に最低一名は派遣すること。

専門家は、国、自治体のブランド戦略策定又は地域ブランド戦略策定事業に係わる実績を有していることが望ましい。

専門家は、「たっこにんにく」については「農産品」、「大堀相馬焼」については「陶磁器」の産業財産権等に関する専門知識をもっている者であること。

(4) ヒアリング調査の実施

平成20年度に地域ブランド戦略策定事業を行った、以下3つの取得団体からヒアリング調査を行う。また、調査後一週間以内に、概要報告書をメール等で当局担当者に報告すること。

「秋田由利牛」：秋田しんせい農業協同組合

(秋田県由利本荘市荒町字塙台 1-1、最寄り駅：JR羽越本線 羽後本荘駅)

「米沢織」：米沢織物工業組合(山形県米沢市門東町 1-1-5、最寄り駅：JR山形新幹線 米沢駅)

「山形佛壇」：山形県仏壇商工業協同組合

(山形県山形市松見町 8-11、最寄り駅：JR山形新幹線 山形駅)

(5) 地域ブランド戦略の策定

各委員会での議論、ヒアリング調査の結果及び専門家の助言を踏まえ、地域団体商標ごとに地域ブランド戦略を策定すること。

上記 の策定前に、地域ブランド戦略の構成案(章立て)及び完成版サンプルを作成し、当局担当者に提出すること。

(6) 地域団体商標管理規定(案)の作成及び修正

委員会での議論及び専門家の助言を踏まえ、必要に応じて、取得団体の地域団体商標管理規定(案)(以下「管理規定」という。)を策定すること。

既に管理規定が存在している場合、委員会での議論及び専門家の助言を踏まえ、必要に応じて、修正(案)を策定すること。

6. 留意事項

(1) 委員会の運営

本事業は、委員会での活発な議論を通じた地元関係者の合意形成に主眼を置く。ただし、市場動向や顧客ニーズなども考慮した議論となるよう留意すること。

委員会一回あたりの開催時間は二時間程度を目安とする。

委員会のコーディネートをを行う人員は、専門家との兼職を不可とする。

(2) 専門家の選定及び派遣

専門家は、業界の現状、市場の動向、消費者のニーズおよび対象となる地域団体商標の認知度等の様々なデータを可能な限りで収集・分析し、委員会に助言・情報提供を行うこと。

専門家は、二つの委員会を兼ねても良いが、可能な限り、一つを一貫してコーディネートすること。(当然、二つの委員会に、それぞれ別の専門家を派遣しても良い。)

専門家の選定に際しては、当局担当者と相談すること。

(3) ヒアリング調査の実施

ヒアリング調査対象となる取得団体の担当者氏名、連絡先及び平成20年度地域ブランド戦略については、請負契約締結後に、当局から提示する。

(4)地域ブランド戦略の策定

地域ブランド戦略は、地域団体商標ごとに、製本および電子データ(Microsoft Word と Portable Document Format(PDF))で作成すること。

製本版の表紙および電子データ版のDVD表面に、表題(本事業名、[地域団体商標名]ブランド戦略)、策定年月、発行者(東北経済産業局)及び請負先(請負事業者名)を記載すること。

(5)管理規定(案)の作成及び修正

管理規定(案)は、本事業の委員会において完成版を策定するのではなく、後日、取得団体において管理規定を検討する際のたたき台となるものを作成する。また、規定を策定する際の注意点も記載すること。

(6)その他

本事業の契約締結前に、取得団体等地域関係者に接触することを禁止する。

事業実施にあたり、トラブルが発生しないよう十分に注意すること。トラブルが発生した場合、速やかに当局担当者に状況を報告すること。

本事業の実施に際して、仕様書に定める以外の事項等については、当局担当者と協議すること。

本事業で作成した成果物の著作権は、当局に帰属する。

成果物に掲載する図面、写真等を他の文献等から引用する場合は、出典を明記するとともに、著作権者から転載許諾を得ること。また、転載許諾を得た図面、写真等の情報を一覧にまとめ、転載許諾書の写しとともに当局担当者まで提出すること。

7. 事業実施期間

請負契約締結日から平成23年1月31日(月)まで

8. 納入成果物および納品先

(1)地域ブランド戦略

製本版 30部ずつ(地域団体商標ごと)

電子データ版 DVD2枚ずつ(地域団体商標ごと)

(2)報告書類

実績報告書 1部

委員会への成果物納品書(写し)および幹事の受領書(写し) 1部

印刷物基準実績報告書 1部

著作権転載許諾一覧および転載許諾書の写し(該当する場合) 1部

(3)納品先

当該委員会納品分については、幹事または当局が別に指定する者。当局分については、東北経済産業局地域経済部産業技術課特許室。

上記(1)は、それぞれ委員会27部、当局3部。(1)は、それぞれ委員会1枚、当局1枚。(2)～は全て当局1部。

9. 応募資格

次の(1)～(2)までの条件を満たす団体もしくは企業とする。

(1)予算決算および会計令第70条および第71条の規定に該当しない者であること。

(2)経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領により、役務提供等の「調査・研究」において「C」または「D」の資格を有し、かつ競争参加地域を「東北」としている者であること。

10. 担当職員

東北経済産業局地域経済部産業技術課特許室	特許室長	佐藤 薫
〃	知的財産権調整官	西谷 剛
〃	特許係長	室井賢一郎
	連絡先:電話(直通)	022-221-4804
	FAX	022-265-2349